

商品等の立体形状よりなる立体商標の識別力の獲得を否定された事例 —基礎コンクリート及び水切り立体商標事件—

知財高裁令和8年2月26日判決（令和7年(行ケ)第10095号）
裁判所ホームページ

知的財産法研究会
たのうえ
弁護士・弁理士 田上 洋平

第1 事案の概要

本件は、拒絶査定不服審判を請求した原告が、請求不成立の審決がなされたため、特許庁長官である被告に対して、審決の取消を請求した審決取消訴訟である。

1 本願商標（補正後のもの）

出願番号：商願2022-135735号

指定役務：第36類「建物の売買」、第37類「建設工事」

登録出願：令和4年11月28日

商標の詳細な説明：

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、立体的である住宅の基礎コンクリート及び水切りの部分からなる立体商標であり「商標登録を受けようとする商標」欄に記載した各図1乃至4に示すとおりである。図1は正面図、図2は背面図、図3は左側面図、図4は右側面図である。この基礎コンクリート及び水切り部分は、住宅の4面に及んで全体として立体を構成するとともに視認できるそれらの表面も、願書の商標記載欄に示された図のように、塗装では表現できない、基礎の形状そのものが大小の凹凸や溝とする立体的形状としたものである。なお、青色¹で示した部分は、役務の提供の用に供する住宅の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。また、図の右下隅に表示されている数字は、図の番号を表したものであり、同様に商標を構成する要素ではない。

1 本稿はモノクロであるため、正確なものは公開商標公報を確認していただきたい。



2 審決の理由の要旨

本願商標をその指定役務に使用しても、これに接する需要者は、建物の基礎部分の立体的形状の一類型を表したものと認識するにとどまり、単に役務の提供の用に供するものの形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものと認識するというのが相当であり、商標法3条1項3号に該当する、本願商標は、使用をされた結果、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができるものではなく、商標法3条2項の要件を具備しない。

なお、本件審決は理由中に、「商品等の具体的形状には、当該商品の用途、性質等に基づく制約の下で、ある程度の選択の幅があるといえるものの、商品等の機能又は美観に資することを目的とする形状が同種の商品に関与する者において使用することを欲するものであり、先に商標出願したことのみを理由として特定人に当該形状の独占使用を認めることは公益上適当でないことからすると、上記のような幅の中で選択された形状が特徴を有していたとしても、それが機能又は美観上の理由による形状の選択として予測し得る範囲のものである限りは、商標法第3条第1項第3号に該当すると解すべきである」として、レゴ事件判決（知財高判令和4年12月26日（令和4年（行ケ）第10050号））を参照している。

第2 判決

1 取消事由

取消事由1 商標法3条1項3号該当性判断の誤り